

クリーニングオフについて

本商品は、不動産特定共同事業法に基づき、匿名組合契約締結（契約成立時書面）交付を受けた日又は電磁的方法により提供されて日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約を解除することができます。

尚、契約の解除は、お客様が契約の解除を行う旨の書面を発したときに効力が生じます。契約が解除された場合、当社はお客様に対し、出資された金額を返還するものとし、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。

詳しくは、電子取引業務に係る重要事項 及び 契約成立前書面 をご確認ください。

通知書（記入例）は下記をご利用ください。

クーリングオフ 通知書

株式会社エード・ライフ 御中

私は、匿名組合契約書 第14条に基づき以下の通り、契約解除を通知いたします。

契約締結日 _____年____月____日
商品名 エードMYバンク _____号 又は エードファンドMyシェア _____号
申込口数 _____口
解除口数 _____口
_____年____月____日

住所

名前

㊟

キリトリ

クーリングオフ 通知書 (記入例)

株式会社エード・ライフ 御中

私は、匿名組合契約書 第14条に基づき以下の通り、契約解除を通知いたします。

契約締結日 2020年10月1日
商品名 エードMYバンク 4号 又は ~~エード~~ファンドMyシェア _____号
申込口数 10口
解除口数 10口
2020年10月4日

住所 大阪府堺市西区浜寺石津町中4-7-1

名前 堺 太郎

㊟

*本書を印刷の上、必要事項(記入例参照)に記名・押印の上、事業者へご送付ください。

*クーリングオフの有効期間は契約成立時書面の同意(交付)から起算して8日以内です。